

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

| | |
|---------------|--|
| 所属名 | 観光文化・スポーツ部世界遺産富士山課 |
| 契約締結年月日 | 令和5年6月8日 |
| 契約者名 | 静岡県、富士山須走口山内組合 |
| 契約名 | 富士山須走ルート下山道（山頂～八合目）の 安全対策業務委託 |
| 契約金額 （税込み） | 3,660,565円 |
| 随意契約理由 | <p>山梨県、静岡県が安全対策を実施する下山道の区間は、従前より、富士山須走口山内組合が土地所有者である富士山本宮浅間大社から土地の使用承諾を受け、山小屋等の荷物搬送用ブルドーザー道として使用している区間であり、下山道としての使用においても、富士山須走口山内組合の協力を得る必要がある。</p> <p>また、これまで長年ブルドーザー道の整備を実施してきたことから、現場の状況については、どの関係者・関係機関よりも熟知している。</p> <p>よって、上記理由により、ブルドーザー道の管理と両県が行う下山道の安全対策を一体として行うことができるのは、富士山須走口山内組合しかおらず、他に代替性がないと判断されるため、富士山須走口山内組合と随意契約を締結する。</p> |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 山梨県財務規則第137条第3項 |